# 大阪市地域防災 アクションプラン

平成31年3月

大 阪 市

表紙裏面空白

# 1. 基本方針

## (1) はじめに

- ・大阪市では、平成20年3月の「大阪市地域防災計画」の修正を踏まえ、平成21年9月に「大阪市地震防災アクションプラン」を策定し、上町断層帯地震や東南海・南海地震の被害想定を対象とした防災・減災対策に取り組んできましたが、平成23年3月の東日本大震災の教訓や、今後、発生するとされる南海トラフ巨大地震の被害想定、災害対策基本法等の各種法改正等を踏まえ、平成26年10月に「大阪市地域防災計画」を修正し、更なる対策強化の方向性を示しました。
- ・新たな「大阪市地域防災計画」に基づき、大規模地震や津波、風水害(豪雨による河川氾濫・ 内水氾濫、台風、高潮)など、本市で想定される各種災害の被害軽減を図るため、「大阪市地震 防災アクションプラン」を一新して、取り組むべき施策と目標及びその取組期間を明確にした 「大阪市地域防災アクションプラン」を次の取組目標のもと新たに策定し、様々な防災・減災 対策を推進していきます。

#### ▶ 取組目標

各種災害に対し、ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせにより、大阪府の被害軽減 目標に留意し、被害を最小化することを取組目標とする。

- ○人的被害(死者数)を限りなくゼロに近づける
- ○経済被害(被害額)を最小限に抑える
- ・策定にあたっては、各種災害リスクへの対応について、あらゆる側面から検討するとともに、 東日本大震災や近年各地で頻発している水害等、過去の災害から得られた経験の活用、国の国 土強靭化基本計画に示された方針等を踏まえます。
- ・本アクションプランの策定・推進については、全庁横断的な検討体制である「大阪市地域防災 アクションプラン策定チーム(リーダー:副市長、サブリーダー:危機管理監)」において行い ます。

#### (2) 取組期間

#### > 取組期間

・平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間とし、「新・大阪府地震防災アクションプラン」 (H28.2 策定) の取組期間 (平成 27~36 年度) との整合を図ります。

#### > 集中取組期間の設定

・とりわけ、市民の安心安全確保に全力を傾けるため、平成27年度から平成29年度の3年間を「集中取組期間」とし、人命保護を最優先し、避難体制の整備・充実による人的被害の最少化及び優先度をつけた耐震対策による被害の最小化を図る施策について重点的に取組みます。

#### (3) アクション

#### ▶ アクション項目・内容の設定

- ・アクション項目は、「新・大阪府地震防災アクションプラン」との整合を図り、大阪市地域防災 計画に該当する分野・アクション名として整理し設定します。
- ・アクション内容は、大阪市地域防災計画に記載している内容から、分野・アクション名に該当 するものを抽出・整理し設定します。

# ▶ アクションごとの目標設定

・防災・減災対策の着実な推進に向けて、それぞれ「集中取組期間」及び「取組期間」で目指すべき目標を設定します。

#### 【アクションの立案及び推進にあたっての留意点】

- ▶ 第一:人命保護、第二:しなやかさ(しなやかな機能回復等)の優先順位で検討を進める
- ▶ ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的な対策を検討する
- ▶ 「大阪市地域防災計画(平成26年10月)」、「大阪市防災・減災条例(平成27年2月施行)」 を踏まえ、市民、事業者等と「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市、住民、 事業者、地域、ボランティア等との適切な相互連携と役割分担を組合せて対策を立案・推進 する
- ▶ 高齢者、障がい者、子ども、女性、外国人等に十分配慮する
- ▶ 既存資源の有効活用に努め、非常時における防災・減災効果の発揮のみならず、平常時も有効活用される対策としての工夫に努める
- ▶ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理等によるランニングコストの縮減等、施策効果の最大化に努める(コストパフォーマンス)
- ▶ 各アクションについては、「大阪市 ICT 戦略」に基づいて、ICT の活用を検討する
- ▶ 国家的な観点からの支援が必要な取組みは、国費の拡充や現行交付金制度の弾力的な運用、 地方債の特別措置、税制をはじめとする制度の改正等を国に積極的に提案、要請する

# (4) プランの進捗管理

・各アクションは、策定チームにおいて、毎年度、進捗状況や目標達成度の評価を行い、その見 直し・改善につなげ、本アクションプランの着実な推進を図ります。

## (5)被害軽減目標

・本市で想定される各種災害の被害の軽減を図っていく上で、以下に示す、「新・大阪府地震防災 アクションプラン」(H28.2 策定) に設定されている、本市において人的被害が最も大きい南海 トラフ巨大地震における津波・浸水被害の軽減目標に留意し、本アクションプランを推進して いきます。

# ①人的被害(死者数)

- □ 防潮堤の津波浸水対策の推進等、ハード対策により、
  - ·集中取組期間:**『人的被害(死者数)半 減』**
  - ・取 組 期 間:**『人的被害(死者数) 9割減』** をめざします。
- □ 加えて、府民のみなさまに迅速かつ安全に避難いただく、いわゆる 「逃げる」取組みにより、府民のみなさまとともに、

『人的被害(死者数)を限りなくゼロに近付けること』

をめざします。

- □防潮堤の津波浸水対策等の緊急的取組みにより、
  - ・集中取組期間:『**堤防沈下等による被害**(注)をゼロに近づけること』 をめざします。

(注): 地震の揺れによる防潮場の沈下等により、津波到達前の潮位 (朔望平均満潮位) による浸水により想定される被害

【人的被害】

#### 現況(H25 公表) 150,000 ハード対策による減災効果 約 134,000 人(※1) 津波による 本市人数 約 120,000 人 死者数

# (A) 100,000 約 67,000 人(※1) 一対策による減災効果 50,000 (H36)約7,400人(※1) 現況 (H25 公表) (H29) (H36)迅速避難をめざし 迅速避難で0人へ 迅速避難があれば 約8,800人(※2) 0人へ努力 (本市人数 約8,000

※1…「早期避難率低」の場合(避難開始が発災5分後:20%、15分後:50%、津波到達後あるいは避難しな

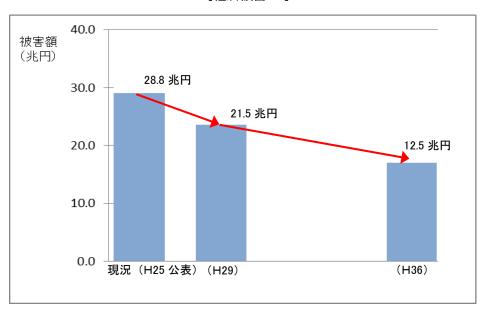
※2…「避難迅速化」の場合(避難開始が発災5分後:100%)

(注)冬18時の想定のため、避難開始をそれぞれ5分加算

# ② 経済被害(被害額)

- □ ハード対策、ソフト対策の着実な推進により、 『経済被害(被害額) 5割減』をめざします。
  - …これは、府内総生産(GDP)の約4割に相当する府内経済損失の解消に寄与します。

【経済被害※1】



- ※1 経済被害は、「資産等の被害額」と「生産・サービスの低下による影響」を計上
  - ・「資産等の被害額」: 建物被害、ライフライン・インフラ施設被害、その他公共土木施設被害 等
  - ・「生産・サービスの低下による影響」: 民間資本ストック・労働力喪失による産業の生産性低下 等

\* 「新・大阪府地震防災アクションプラン」(H28.2 策定) P.6~7 を引用・編集して作成

# 2. <u>アクション項目</u>

「大阪市地域防災計画」に定める基本理念『減災』を基本目標として、6 つのテーマ、22 分野に分類した 59 のアクションを推進します。

# 地域防災アクションプランのテーマ・分野別分類(平成 31 年度以降)

※網掛は他アクションへ統合

テーマ	分野	No	アクション名	※網掛は他アクションへ約 <b>主担当</b>
総則	計画の方針	1	地区防災計画の策定支援	危機管理室
		2	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	危機管理室
	活動体制	3	市町村間等の相互応援体制の確立・強化	_
	心到你啊	4	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	危機管理室
		5	迅速・的確な情報連絡体制確保	危機管理室
		6	災害時医療体制の整備	健康局
		7	医薬品、医療用資器材の確保	健康局
		8	大規模災害時における受援力の向上	_
		9	被災者の巡回健康相談等の実施	健康局
		10	福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実	危機管理室
	協働・協力	11	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	危機管理室
	体制	12	「避難行動要支援者」支援の充実	危機管理室
	17.463	13	避難施設の確保及び防災空間の整備	都市整備局、建設局 港湾局、該当区
		14	災害時の市民への広報体制の整備・充実	政策企画室
		15	災害ボランティアの充実と連携強化	危機管理室、市民局
		3(再掲)	市町村間等の相互応援体制の確立・強化	_
		4(再掲)	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	危機管理室
	災害広報	14(再掲)	災害時の市民への広報体制の整備・充実	政策企画室
		16	市設建築物の耐震化の推進	該当所属、都市整備局
		17	広域緊急交通路等の通行機能確保	建設局、港湾局
	江 制 加 上 笙	18	水道施設の耐震化等の推進	水道局
活動	活動拠点等 の	19	迅速な道路啓開の実施	建設局、港湾局
体制	確保	20	食料、飲料水、燃料等の備蓄及び集配体制の強化	危機管理室
Ø	11E IA	21	迅速な航路啓開の実施	建設局、港湾局
整備		22	生活再建、事業再開のための措置	危機管理室
		63	市設建築物の応急対策	危機管理室
		23	地下空間対策の促進	危機管理室
		24	的確な避難勧告等の実施・伝達	危機管理室
		25	地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化	建設局
		26	地域における防災対応行動力の向上	危機管理室
		27	社会福祉施設の避難体制の確保	危機管理室
		28	し尿の適正処理	環境局
		29	鉄道施設の耐震化、浸水対策	_
	避難∙安全	30	帰宅困難者対策の確立	危機管理室
	確保	31	外国人に対する情報発信の充実	経済戦略局
	11E IA	3(再掲)	市町村間等の相互応援体制の確立・強化	_
		9(再掲)	被災者の巡回健康相談等の実施	健康局
		10(再掲)	福祉避難所等の確保及び災害時における体制の充実	危機管理室
		12(再掲)	「避難行動要支援者」支援の充実	危機管理室
		13(再掲)	避難施設の確保及び防災空間の整備	都市整備局、建設局 港湾局、該当区
		14(再掲)	災害時の市民への広報体制の整備・充実	政策企画室
		23(再掲)	地下空間対策の促進	危機管理室
	学校等	32	保育所・学校園等における防災学習の徹底と避難体制の確保	こども青少年局 教育委員会事務局
		33	文化財所有者・管理者の防災意識の啓発	教育委員会事務局
		34	ハザードマップ等の作成・啓発	_
		35	防災意識の啓発	危機管理室
		36	中小企業に対する事業継続計画(BCP)及び事業継続マネジメント (BCM)の取組み支援	経済戦略局
予防	Π+ <<< +/∟ <del>/-</del>	37	各部災害応急対策マニュアルの改訂と運用	危機管理室
応急	防災教育・	2(再掲)	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	危機管理室
対策	訓練	4(再掲)	災害対策本部要員等の訓練・スキルアップ	危機管理室
		23(再掲)	地下空間対策の促進	危機管理室
		26(再掲)	地域における防災対応行動力の向上	危機管理室
		32(再掲)	保育所・学校園等における防災学習の徹底と避難体制の確保	こども青少年局
			・ 4 エーニ ロティー・スパー・エー・レス・スパエング・ランジハンタロぞン・2年前に大手ルの「年八	

				※網掛は他アクションへ紹		
テーマ	分野	No	アクション名	主担当		
	·	38	防潮堤の津波等浸水対策の推進	建設局、港湾局		
		20	日明とウ 神気性体の発表との原光	都市計画局、都市交通局、		
				39	民間住宅・建築物等の耐震化の促進	都市整備局
		40	市街地の浸水対策	建設局		
		41	水道施設被災時における消防用水の確保	建設局、消防局		
		42	水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保	建設局、水道局		
		<b></b>				
	社会基盤	43	災害時における下水道機能の確保	建設局		
	施設の	13(再掲)	避難施設の確保及び防災空間の整備	都市整備局、建設局		
	耐震化等			港湾局、該当区		
	1111722 10 47	16(再掲)	市設建築物の耐震化の推進	該当所属、都市整備局		
		17(再掲)	広域緊急交通路等の通行機能確保	建設局、港湾局		
		18(再掲)	水道施設の耐震化等の推進	水道局		
		28(再掲)	し尿の適正処理	環境局		
		29(再掲)	鉄道施設の耐震化、浸水対策	_		
		35(再掲)	防災意識の啓発	危機管理室		
		63(再掲)	市設建築物の応急対策	危機管理室		
予防		44	密集住宅市街地等の防災性向上	都市整備局、建設局		
応急		8(再掲)	大規模災害時における受援力の向上	1017至 川		
		0(丹恂)	人院保火音時にのいる文族力の向上	型		
対策	市街地の	13(再掲)	避難施設の確保及び防災空間の整備	都市整備局、建設局		
	防災性向上			港湾局、該当区		
		39(再掲)	民間住宅・建築物等の耐震化の促進	都市計画局、都市交通局、		
				都市整備局		
		40(再掲)	市街地の浸水対策	建設局		
		45	長期湛水の早期解消	建設局、港湾局		
	津波対策	46	船舶の津波対策の推進	港湾局		
		47	津波防御施設の閉鎖体制の充実	港湾局		
			21(再掲)	迅速な航路啓開の実施	建設局、港湾局	
		38(再掲)	防潮堤の津波等浸水対策の推進	建設局、港湾局		
	危険物対策	48	管理化学物質の災害予防対策	環境局		
		49	緊急消防援助隊等の受入れ体制の整備	消防局		
		50	消防活動体制の充実	消防局		
		11(再掲)	地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援	危機管理室		
	消防体制	16(再掲)	市設建築物の耐震化の推進	該当所属、都市整備局		
		25(再掲)	地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化	建設局		
		41(再掲)	- 地域の炎力強化に同けた小の団等の光尖・強化 水道施設被災時における消防用水の確保	建設局、消防局		
	F=.r= +1-=#	6(再掲)	災害時医療体制の整備	健康局		
	医療•救護	7(再掲)	医薬品、医療用資機材の確保	健康局		
		9(再掲)	被災者の巡回健康相談等の実施	健康局		
		51	被災地域の食品衛生監視活動の実施	健康局		
		52	被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施	健康局		
	衛生∙	53	愛護動物の救護	健康局		
社会	廃棄物等	54	生活ごみの適正処理	環境局		
環境		55	災害廃棄物の適正処理	環境局		
Ø		28(再掲)	し尿の適正処理	環境局		
整備		20(再掲)	食料、飲料水、燃料等の備蓄及び集配体制の強化	危機管理室		
	<b>止</b> 汗 4上 7/2	28(再掲)	し尿の適正処理	環境局		
	生活物資	35(再掲)	防災意識の啓発	危機管理室		
		42(再掲)	水道の早期復旧及び飲用水、生活雑用水等の確保	建設局、水道局		
	行方不明者の	(1339)/	Company of the second s			
	捜索・遺体の	56	遺体対策の体制整備	   危機管理室、環境局		
	処理・火葬		Company of the Assessment of t	75 M G - T = C X 7070		
		57	被災者の要望対応に向けた体制の整備			
	1410	58	住宅関連情報の提供体制の整備	都市整備局		
被災者	住宅	59	世七寅建恒報の提供体制の整備 被災者の住宅確保に向けた体制の整備	都市整備局		
被災有 支援	正七	60	被災者の住宅確保に同けた体制の整備   建築物の応急危険度判定体制の整備	都市整備局		
又抜	<b>羊柜</b> 4 口			*** * _ *** *		
	義援金品	22(再掲)	生活再建、事業再開のための措置	危機管理室		
	金融支援等	22(再掲)	生活再建、事業再開のための措置	危機管理室		
		61	復興計画策定マニュアルの作成	危機管理室		
災害復	旧·復興対策	62	災害復旧・復興に資する地図情報整備の推進	都市整備局、建設局、		
				港湾局		
		2(再掲)	業務継続体制及び災害復旧体制の整備	危機管理室		

番号		アクション名	アクション内容	主担当			
1	地区防災計画 の策定支援		・(震 1-1-5) 本市と連携した防災力の向上のため、一定地区における自発的な防災活動計画を作成する市民及び事業者の支援に努める。	危機管理室			
			目 標				
平成 27 29 年度	集中取組期間	・全地域における地図	⊠防災計画の策定				
				関係所属			
平 成 30 ~	必須	1. 全地域における地区防災計画の策定支援 [全区] [危機管理室] (実施済み区を除く) 危機管理					
36				関係所属			
度	任意						

番号		アクション名	アクション内容	主担当			
2		業務継続体制及び 災害復旧体制の整備	・(震 2-3-5)業務継続を図るとともに、BCP(業務継続計画)(注1)の策定・運用に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を行い、適切に運用するとともに、必要に応じてその検証を行う。・(震 2-3-5)災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県や市町村から応援を受けることができるように受援体制の構築を計画しておくとともに、応援要員の従事を想定する業務の整理、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。	危機管理室			
			目 標				
平成 27 29 年度	集中取組期間	・訓練の実施による市	・市庁 BCP(業務継続計画)の策定 ・訓練の実施による市庁 BCP(業務継続計画)の検証 ・公共施設等の復旧に向けた体制の整備				
平 成 30 ~	必須	1. 業務継続体制並びに 2. 受援体制の整備 [f	こ復旧体制の整備 [全所属] る機管理室]	関係所属 全所属 危機管理室			
· 36 年 度	任意		関係所属				

# (担当の欄における☆印については、当アクションに対して主として取組む部局)

番号	アク	ショ	ン名	アクション内容	担	当
3	市町村間等の 相互応援体制の 確立・強化		制の	・相互応援協定の締結など、隣接市をはじめとする 府内外の市町村間の相互応援体制のさらなる強化 に努める。 ・本市単独では迅速かつ円滑に被災者に対する救助 等の災害応急対策や応急措置が実施できない場合 に、行政機関が相互に救援協力し、応援措置が円 滑に実施できるよう、要請方法、受入れ体制等を 定める。 ・関西広域連合への応援要請体制を定める。 ・避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に も供することについても定めるなど、他の市町村 からの被災者を受け入れることができる施設等を あらかじめ決定しておくよう努める。 ・円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体と の広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運 送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定 締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた 手順等をあらかじめ定めるよう努める。	全区原	3室*
勝災計画 震 2-3-5 2-8-1 2-8-2 2-17-6	度	目標		<ul><li>・相互応援協定の拡充</li><li>・協定団体等との訓練等による平時からの連携、協定の実効性の</li></ul>		
	平成30 ~36 年度 用互应接收	目標	→ 4	2組期間の取組みを踏まえた相互応援体制の充実 2成 30 年度から他のアクションへ統合		

\* 相互応援協定等の締結所属

・上記AP3「市町村間等の相互応援体制の確立・強化」は、業務継続や災害復旧の体制整備の一 つの取組みであるため、平成30年度以降は他のアクション(AP2「業務継続体制及び災害復 旧体制の整備」など)に統合する。

・なお、平成27~29年度のアクションとして掲載する。

番号		アクション名	アクション内容	主担当		
4		災害対策本部要員等 訓練・スキルアップ	・(震 2-25-1) 市職員は、災害応急活動の実行上の主体であり、平素から防災に関する知識を十分に習得し、これらの知識に基づく適切な判断力及び行動力を養うことに努め、幹部を含めた全職員への防災教育をより一層充実させる。 ・(震 2-26) 本市においては、大阪府やその他の関係機関と協力した防災訓練をはじめ、市や区を中心とした防災訓練を実施する。そのなかで、災害実態を考慮した実践的な訓練を積極的に実施する。	危機管理室		
			目 標			
平成 27 29 年度	集中取組期間	・ 防災関係機関との連携した訓練の実施と効果検証 ・ 継続的な訓練による、職員の対応能力の向上 ・ 効果的な災害対応のためのマニュアル等の整備				
				関係所属		
平 成 30 ~	必須	2. 防災関係機関との	上に向けた継続的な防災教育・訓練の実施 [全所属] 連携した訓練の実施 全所属](防災関係機関との連携がない所属を除く)	全所属		
36				関係所属		
度	任意					

番号		アクション名	アクション内容	主担当		
5		迅速・的確な 情報連絡体制確保	・(震 2-5) 災害対策本部と各部、各区本部等とをネットワーク化し、初期初動体制に必要な災害情報の迅速かつ正確な収集、処理、分析を行うとともに、的確な災害応急対策を実施するため、今後もさらに多様な情報の伝達を可能とするよう充実に努める。・(震 2-6) 災害時においては、地震情報、被害情報、避難情報等の収集及び災害応急対策活動に必要な指揮指令の伝達など、各種の通信量が飛躍的に増大する。このための通信の混乱を防ぎ、迅速・的確に処理できるよう有線通信施設及び無線通信施設の整備・拡充を図っていく。・(震 2-6-4) 防災所管課及びあらかじめ必要と認める(主要な意思決定を行う) 市職員に対する 24 時間緊急情報連絡、動員体制の確保においては、通信・情報処理技術の進展に対応した機器の利用の見直しを図る。・(震 2-13-3) 市民等及び民間の無線従事者からの情報提供や非常時の多ルート通信網整備に備えて、パソコン通信事業者等と災害時協力協定の締結を促進していく。	危機管理室		
			目標			
平成 27 29 年度	集中取組期間	<ul><li>MCA 無線等による情報伝達訓練の実施</li><li>通信量の増大に対応できる信頼性の高い新たな通信手段の調査</li></ul>				
				関係所属		
平 成 30	必須	応できる信頼性の高い新たな通信手段の整備・拡充 [危機管理室]	危機管理室			
~ 36 年 度				関係所属		
	任意	1. 福祉避難所が新た	に指定された際、デジタル無線機を配備 [西淀川区]	西淀川区		

番号		アクション名	アクション内容	主担当
6		災害時医療体制 の整備	・(震 2-40) 甚大な被害をもたらす大規模災害にも対応できるよう、初期医療救護活動体制及び、後方医療体制の整備等により、体系的な整備に努める。・(震 2-40-3) 災害時の初期医療を円滑かつ迅速に実施するため、市本部救急医療調整班の準備活動、区医師会との協力体制等の初期医療救護活動体制の整備を行う。	健康局
			目 標	
平成 27 29 年度	集中取組期間		平時からの連携による協力体制の構築 新たな協定先の調査及び協定の締結	
平 成 30	必須	1. 災害時における医療	療に関する協力体制の確認・改善 [全区] [健康局]	全区健康局
2 36 年 度	任意	1. 協定締結した区三 実施 [阿倍野区]	医師会との定期的な会議の開催と連携した訓練等の	関係所属

番号		アクション名	アクション内容	主担当
7	医	薬品、医療用資器材 の確保	・(震 2-40-2) 災害時の多数の負傷者の発生にも十分に対応可能となるよう医薬品・医療資器材の確保に努める。備蓄については、災害時医療機関において通常時の在庫を充実することを基本とし、緊急時に円滑に調達ができるよう関係団体と協定を結ぶように努める。	健康局
			目 標	
平成27~29年度	集中取組期間		平時からの連携による協力体制の構築 要に応じた「大阪市災害対策本部救急医療調整実施要領 ,	頁」及び関係
				関係所属
平 成 30 ~	必須	1. 医薬品、医療用資品	g付の確保に関する協力体制の確認・改善 [健康局]	健康局
36				関係所属
度	任意		治療に必要な医薬品等の整備 [都島区] 療体制を構築するために必要な医療品等の整備 [東淀川区]	都島区 東淀川区

番号	アクション名		ン名	アクション内容	担当
8	大規模災害時に おける受援力の向上			<ul> <li>災害時における外部機関の受入体制の構築に努める。</li> <li>備蓄倉庫や避難所、輸送基地などの防災活動拠点における「受援」を考慮した運用体制を構築する。</li> <li>港湾地域の開発においては、新たな防災空間を創出しうることが期待されるため、防災機能の付加・充実を考慮した整備に努める。</li> </ul>	危機管理室 港湾局
勝災計画 震 2-8-4 2-30-4	平成 集 ・災害時における市域防災活動拠点等の運用体制の構築 ・港湾計画の次期改訂において、大阪港における耐震岸壁の規模・配置や製 急物資の輸送拠点となるオープンスペース(緑地)の規模・配置等に関する見直し ・港湾緑地における多目的に利用可能な防災空間の整備				
	平 成 30 ~ 36 年 度	目標		7組期間の取組みを持続的に実施し、各取組みの検証 7成 30 年度から他のアクションへ統合	により充実化

- .[.
- ・ 上記AP8「大規模災害時における受援力の向上」は、業務継続や災害復旧の体制整備の一つの 取組みであるため、平成30年度以降は他のアクション(AP2「業務継続体制及び災害復旧体 制の整備」など)に統合する。
  - ・なお、平成27~29年度のアクションとして掲載する。

番号		アクション名	アクション内容	主担当				
9		被災者の巡回健康 相談等の実施	・ (震 2-41-3) 災害時避難所の開設が長期間にわたった場合に、区本部が市本部救急医療調整班の協力を得て、救護所の運営を図れるよう体制の整備に努める。 ・ (震 2-41-4) 災害時に、災害時避難所の状況を調査し、避難所等に対する保健師等の派遣計画を作成し、体制の整備に努める。また、その際には、地域における母子、成人、高齢者、難病、人工透析者等の避難行動要支援者情報を活用し支援に努める。 ・ (震 2-41-4) 被災者の心身の健康管理、栄養指導等を行い、診察や精神面での専門相談を要する場合などは、適切な支援を受けられる体制を整備する。	健康局				
			目標					
平成 27 29 年度	集中取組期間	・ 必要に応じ、「大阪	<ul><li>協定締結団体との平時からの連携による協力体制の構築</li><li>必要に応じ、「大阪市災害時保健師活動マニュアル」及び「大阪市における災害時の 栄養士活動マニュアル」の見直し</li></ul>					
				関係所属				
平 成 30	必須	栄養士活動マニュ	建師活動マニュアル」及び「大阪市における災害時のアル」の確認・改善 [健康局] 相談等に関する協力体制の確認・改善 [全区]	健康局全区				
₹ 36				関係所属				
度	任意							

番号		アクション名	アクション内容	主担当		
10		冨祉避難所等の確保 及び災害時における 体制の充実	・(震 2-18-2) 高齢者・障がい者等の要配慮者 (注2) のうち災害時に特別な配慮が必要な方に対応できる福祉避難所等の確保を進め、市域における支援体制の向上を図る。 ・(震 2-18-2) 福祉関係者等の協力も得ながら、受入れを行った要配慮者を適切に介護・支援できるよう、必要な人員や備品等を確保する体制の整備を図る。	危機管理室		
			目標			
平成 27 29 年度	集中取組期間	・ 福祉施設等との協定締結による 350 箇所の福祉避難所の指定     ・ 全福祉避難所における安全性の検証と再整理による指定     ・ 福祉避難所における福祉用具・機材等の確保     ・				
平 成 30 ~	必須	2.福祉避難所開設運営	E締結等による福祉避難所の確保又は充実 [全区] 営マニュアルの改訂周知による平時からの要配慮者 [危機管理室][福祉局][健康局][全区]	関係所属 全区 危機管理室 福祉局 健康局		
36 年 度	任意			関係所属		

番号		アクション名	アクション内容	主担当
11		地域防災力強化に 向けた 自主防災組織の 活動支援	・ (震 2-2-9) 多様な災害時においても災害による被害を防止し、軽減するため、市民等の自主的な活動(出火防止、消火活動、被災者の救出救護、避難誘導、避難所開設・運営等)ができる体制を整備する。 ・ (震 2-18-3) 災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」を作成し、避難所における職員、地域防災リーダ・・、ボランティアなどの役割分担や連携方法、避難所間の連絡方法等を明確にするとともに、ライフラインの途絶により自宅での生活が困難な在宅の市民の支援についても明確にしておく。 ・ (震 2-18-3) 「避難所運営マニュアル」の有効性を検証するためにも市民とともに避難所運営に関する訓練を行うとともに、それを踏まえた「避難所運営マニュアル」見直しを適宜行う。 ・ (震 2-18-3) 巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保に努めるとともに、避難所の運営における男女共同参画を推進し、高齢者、障がい者、男女のニーズの違い、セクシャルマイノリティ等の多様な視点に配慮した避難所の運営に努めるよう支援を行う。	危機管理室
			目標	
平成 27 29 年度	<ul> <li>地域防災リーダーを育成するための研修・訓練の実施</li> <li>地域防災リーダーへの防災装備の配備・保険加入</li> <li>集 ・全地域への防災用資機材の配備</li> <li>中 ・全地域における避難所開設・運営体制の確立</li> <li>・全地域における防災訓練等の実施</li> <li>・ 女性も地域防災の「主体的な担い手」と位置付け、地域防災における女性の参画を推進</li> <li>期 進</li> <li>・ 男女共同参画の視点を踏まえた避難所の運営が重要であることの啓発を実施・避難所運営マニュアルの作成</li> <li>・ 避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練の実施・検証</li> </ul>			
平 成 30 ~	必須	2. 全地域における避動 3. 「避難所運営マニ・4. 地域防災における	を育成するための研修等の実施 [全区][消防局] 難所開設・運営体制の整備 [全区](実施済み区を除く) ュアル」の作成 [全区] 男女共同参画の視点を踏まえた取組みの推進 [全区][市民局][危機管理室] えた地区防災計画の見直し [全区][危機管理室]	関係所属 全区 消防局 危機管理室 市民局
36 年				関係所属
度	任意	2. マンション住民と	第一層)の活動への支援 [住吉区] 地域のつながりづくりへの支援 [住吉区] 協力事業所の連携強化 [西成区]	住吉区西成区

番号		アクション名	アクション内容	主担当
12	Г	遊難行動要支援者」 支援の充実	・(震 2-9-9)避難行動要支援者(注3)への支援については、地域の実情に応じた対応ができるよう避難行動要支援者の情報把握、情報伝達、避難支援、避難所でのケアなど、支援全般について検討し、市民が主体となった支援体制の整備に努める。・(震 2-21-1)自助、共助、公助の各役割分担を明確にするとともに、地域における自主防災組織による避難行動要支援者の避難支援の取組みが効果的に進展するよう自主防災活動の支援を行う。	危機管理室
			目標	
平成27~29年度	集中取組期間	・全地域における避難	雑行動要支援者支援計画の策定 雑行動要支援者名簿の作成 こ応じた「大阪市災害時保健師活動マニュアル」等の見	見直し
		1. 全地域に避難行動	要支援者名簿が存在する状況にする	関係所属
			[危機管理室] [全区] (実施済み区を除く)	
	必須		所の安否確認手順の整理 [危機管理室]	
		_,,	への避難支援体制の整備 [危機管理室][福祉局]	危機管理室
平	· 次	3。日土防災組織によ	る避難行動要支援者の避難支援活動の促進 [全区] [危機管理室]	全区 温祉局
成		4。避難行動要支援者	に対する情報発信体制整備	18111/9
30			[危機管理室][全区][福祉局]	
36 左				関係所属
度	任意	2. 要援護者支援台帳(	意者に対する訓練計画を策定 [東淀川区] の作成及び地域における日常の声かけ・見守り、 プランの作成にかかる体制整備 [住吉区]	東淀川区住吉区

番号		アクション名	アクション内容	主担当	
13	2	避難施設の確保 及び防災空間の整備	・(震 2-2-18) 災害から市民等を安全に避難させるため、避難施設(避難場所、避難所、避難路)の整備・拡充を図り、予め指定するとともに日頃から市民等へ周知徹底を図る。 ・(震 2-18-1) 災害種別毎に検証の上、地震火災や津波等の災害から身を守るために緊急に避難する場所を避難場所として指定する。 ・(震 2-18-2) 災害により住宅に留まる事が出来ない市民等が一時的に避難生活を行う場所を避難所として指定する。 ・(震 2-30-3) 災害応急対策活動の円滑な実施に必要となる避難場所や避難路の確保、避難路沿道の不燃化等を図るべく、公園、緑地、道路、河川等の整備に努める。 ・(震 2-30-4) 港湾地域の開発においては、新たな防災空間を創出しうることが期待されるため、防災機能の付加・充実を考慮した整備に努める。	都市整備局 建設局 港湾局 該当区 <sup>※</sup>	
			目標		
平成27~29年度	集中取組期間	中 ・ 避難路を担う都市計画道路 7 路線の整備並びに鉄道との平面交差を解消する連続立体 交差事業の実施 ・ 避難路の沿道区域(東成・生野・東住吉地区)内における不燃化率 70%に向け、都 市防災不燃化促進事業を実施(H27~31 年度)			
		1. 地域毎の避難計画	を踏まえた津波避難施設(津波避難ビル、水害時	関係所属	
平成30~36年度	必須	2. 避難場所となる都 3. 避難路を担う都市 連続立体交差事業の 4. 避難路の沿道区域 70%に向けた都市 5. 避難路における橋 6. 避難路における共 7. 港湾計画の次期改 緊急物資の輸送拠 関する見直し [流	計画道路の整備並びに鉄道との平面交差を解消する	該当区 <sup>*</sup> 建設局 都市整備局 港湾局	

	関係所属
任	
意	

※該当区(天王寺区、阿倍野区を除く22区)

番号		アクション名	アクション内容	主担当		
14	災害時の市民への 広報体制の整備・充実		・(震 2-13-1)災害時の広報活動体制について、迅速・的確な広報を実施し、市民等の混乱や被害そのものを最小限に抑えるよう、平時より各種の報道機関等との連携に努める。 ・(震 2-13-2)被災地域ごとの状況に応じたきめ細かな広報により、すべての被災者に安心感を与え、適切な行動が取れるよう携帯マイク等による直接的な広報活動に備える。 ・(震 2-13-4)災害発生時に市民等への広報手段として、各局・各区のホームページやおおさか防災ネットを活用できるよう検討を行う。 ・(震 2-13-5)市外へ避難する市民に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。 ・緊急広報及び一般広報の方法の多様化に努める。	政策企画室		
			目 標			
平成27~29年度	集中取組期間	<ul><li>情報伝達手段の多様化に向けた体制整備</li><li>同報無線子局設備の増設</li><li>増設された同報無線子局による伝搬調査とデジタル同報無線設備の導入設計</li></ul>				
				関係所属		
平 成 30	必須		限活動体制の整備・広報内容や発信機会の充実 [政策企画室] [危機管理室] [ICT戦略室] 道機関等との連携体制の確認・改善 [政策企画室] 限無線設備の整備 [危機管理室]	政策企画室 危機管理室 ICT 戦略室		
	任意			関係所属		

番号		アクション名	アクション内容	主担当
15		災害ボランティア の充実と連携強化	・ (震 2-11) ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、ボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、防災協定の締結等に努める。 ・ (震 2-11-1) 幅広い市民層との交流を積極的に推進しながらボランティア個人や市民活動団体等が、多種多様な活動を展開するために整備される活動拠点の整備に努める。	危機管理室 市民局
			目 標	
平成27~29年度	集中取組期間	<ul><li>・ 災害ボランティアの</li><li>・ 災害ボランティアの</li><li>・ 社会福祉協議会との</li></ul>	連携した災害ボランティアセンターの整備 D登録体制の整備 Zンター開設・運用訓練の実施 D協定・要綱の見直し Zンターの開設・運営マニュアルの改訂	
平 成 30	必須		重携した災害ボランティアの活動環境の整備 [全区] ど関係団体との協力体制の確認・改善 [危機管理室] [市民局]	全区 危機管理室 市民局
~ 36 年 度	任意	1. 区社協と連携した	災害ボランティアセンター開設・運用訓練の実施 [西淀川区][阿倍野区][住吉区]	西淀川区阿倍野区住吉区

番号		アクション名	アクション内容	主担当
16	市設建築物の耐震化の推進		・(震 2-27-1)「大阪市耐震改修促進計画」に位置づけられる市設建築物のうち、耐震性が不十分であるものについて、計画的に建替えや耐震改修を進める。 ・(震 2-14-1) 震災時の災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、大阪市地域防災計画に位置付けられた、災害時に重要な機能を果たす施設の特定天井脱落対策を進める。	該当所属 <sup>※</sup> 都市整備局
			目標	
平成 27 29 年度	集中取組期間	<ul><li>「大阪市耐震改修が 脱落対策を含む)を</li></ul>	足進計画」(H28.3)に基づき、市設建築物の耐震化( E推進	特定天井
				関係所属
平 成 30 ~	必須		足進計画」(H28.3)に基づき、市設建築物の耐震 落対策を含む)の実施 [該当所属のみ](実施済み所属を除く)	該当所属*
36				関係所属
度	任意			

※該当所属:「耐震性が不十分な災害対策施設等」又は「未対策の特定天井を有する災害時に重要な機能を果たす 施設」を所管・所有する所属

なお、進捗の取りまとめは都市整備局が行う

番号		アクション名	アクション内容	主担当	
17	広域緊急交通路等の 通行機能確保		・ (震 2-14-2) 災害時に災害応急対策活動を迅速、 的確に実施するため、事前に緊急輸送ネットワーク及び 輸送基地を指定し、その整備を推進するとともに、 それらを構成する土木施設等の耐震性等を強化 し、防災性の向上を図る。 ・ (風 2-31-3) 水害時における円滑な防災活動を可 能にし、最低限の都市機能を維持・保全することを 目的として、都市施設や避難所等の浸水予防対策 の推進を図る。	建設局港湾局	
			目標		
平成 27 29 年度	集中取組期間	中取       法の整理         ・ 緊急交通路を担う都市計画道路 5 路線の整備         組       ・ 橋梁 5 橋及び歩道橋の耐震対策         期       ・ 共同溝 2 路線・雷線共同溝 1 路線の整備			
				関係所属	
平 成 30 ~	必須	2. 緊急交通路における3. 緊急交通路における	部市計画道路の整備 [建設局] る橋梁の耐震対策 [建設局] [港湾局] る歩道橋の耐震対策 [建設局] る <u>共同溝・</u> 電線共同溝の整備 [建設局]	建設局港湾局	
36 年 度	任意			関係所属	

番号		アクション名	アクション内容	主担当	
18		水道施設の耐震化等の推進	・(震 2-29-1) 取・浄・配水場の土木構造物については、震災時の全面停止及び広域的な断水を回避するため、耐震化すべき浄水系統を設定し、効率的に耐震化を実施する。 管路については、地震直後においても、当面必要となる水量を供給できる管路網を構築するため、地震時に被害が集中する鋳鉄管や重要給水施設に至る管路の更新を優先的に進めるなど、効果的に耐震化を実施する。 ・(震 2-29-1) 想定地震に対しても取・浄・配水場運用に不可欠な電力を安定して確保するため、施設運転用の自家発電設備の整備など送電停止対策を行う。また、電力使用制限・計画停電が実施される際にも、水道施設は対象から除外されるよう国等へ働きかける。	水道局	
			目標		
平成27~29年度	集中取組期間	・ H33 年度完了に向けた豊野浄水場の耐震化実施 ・ 耐震化の推進 24%(H25 年度末) ⇒ 29%(H29 年度末) ・ 真田山加圧ポンプ場自家発電設備の設置完了(H28 年度) ・ 浄水場への自家発電設備の設置計画の策定			
平 成 30 ~	必須	配水支管の「耐震 及び災害医療機関 (~H39年度) 4. 浄水場への自家発電	水道局] (注5) で定める重要給水施設 (注6) に至る配水本管及び管」 (注7) 化を進め、特に、広域避難場所(34 箇所) (95 箇所)に至る管路については最優先で実施	関係所属 水道局	
36 年度	任意			関係所属	

番号		アクション名	アクション内容	主担当
19		迅速な道路啓開 の実施	・(震 2-15-3) 道路管理者及び港湾管理者は、使用可能な緊急交通路を把握するため、府・市と協力して、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を国、府、市本部及び府警察等に報告する体制の整備に努める。 ・(震 2-15-4) 道路管理者及び港湾管理者は府警察や他の道路管理者等関係機関と連携して計画的に緊急交通路等について道路啓開 (注 8) 作業を行う体制の整備に努める。	建設局港湾局
			目 標	
平成 27 29 年度	集中取組期間	・ 関係機関と連携した	こ道路啓開訓練の実施と検証を行い、道路啓開体制等の	)充実
平 成 30 ~	必須		た道路啓開訓練の実施による道路啓開体制等の 9局] [港湾局]	建設局港湾局
36 年 度	任意			関係所属

番号		アクション名	アクション内容	主担当	
20		食料、飲料水、 燃料等の備蓄及び 集配体制の強化	・(震 2-44)被災者支援のために特に必要とする食料・水・生活必需品等を、大阪府等と連携し備蓄する。また、定期的に在庫調査を実施し、備蓄物資の管理体制を整備する。・(震 2-44-6)避難生活が長期化した場合に必要となる生活物資について、業者との協定締結による調達体制を整備する。・(震 2-44-7)輸送及び被災者への供給の利便を考慮し、輸送距離の均一化を図るとともに、道路や橋梁の被害の影響を最小限に抑えるため、きめ細やかな分散備蓄体制を整備する。・(震 2-45)広域的な受援も視野に入れた物資の調達に努めるとともに、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。・(震 2-45)自宅、テント及び車等、災害時避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者など、避難所に滞在できない被災者に対しても物資等が供給されるよう努める。	危機管理室	
			目標		
平成27~29年度	集中取組期間	・ 新たな被害想定を踏まえた備蓄計画の策定 ・ 拠点備蓄・分散備蓄を推進するとともに、被害想定に基づいた食料等の備蓄を推進 ・ 官民連携して緊急物資の供給を迅速に行うため、具体的な行動計画を策定し、訓練などを踏まえた継続的な見直し			
平 成 30	必須	2. 緊急物資の供給を	蓄の推進及び被害想定に基づく食料等の備蓄の推進 [危機管理室] 迅速に行うための行動計画の策定 [契約管財局] 引[経済戦略局][中央卸売市場] <u>[危機管理室]</u>	関係所属 危機管理室 契約管財局 福祉局 市民局 経済戦略局 中央卸売市場	
~ 36 年 度	任意			関係所属	

番号		アクション名	アクション内容	主担当
21	迅速な航路啓開 <sup>(注9)</sup> の実施		・ (震 2-16-2) 河川の治水重要度や施設の損壊及び 船舶の航行安全確保の状況等を勘案し、障害物の 除去作業を実施する体制の整備に努める。 ・ (震 2-33-6) 東南海・南海地震、南海トラフ巨大地 震により発生する津波に対して、貯木場及び木材 整理場内の木材の流出災害の防止に努める。	建設局港湾局
			目 標	
平成27~29年度	集中取組期間	• 関係機関と連携した	<b>ら航路啓開体制の検証と充実</b>	
		1. 関係機関と連携 <i>し</i> 7	た航路啓開体制の確認・改善	関係所属
	必		[港湾局] [建設局] [環境局]	環境局
_	須	2. 貯木場及び木材整理	理場内の木材の流出災害の防止対策の実施	港湾局
平 成 30 ~			[港湾局]	建設局
36				関係所属
度	任意			

番号		アクション名	アクション内容	主担当	
22	<u> </u>	生活再建、事業再開 のための措置	・(震 2-16-3) 災害時における住居障害物の除去にかかる体制の整備に努める。 ・(震 2-55) 災害時における義援金品の受領、保管及び配分体制の整備に努める。 ・(震 2-56) 自然災害により被害を受けた市民に対し、資金の救援、貸付等の応急金融措置を講ずることにより、市民生活の早期回復に努める。 ・(震 2-56-3) 災害時において、条例の定めるところにより「市税の減免」「申告、申請、請求その他書類の提出期限又は納期限の延長」「徴収の猶予」「市税関係証明書の発行等手数料の減免」における体制の整備に努める。 ・(震 2-57-1) 災害時における被災・罹災証明の発行体制の確保に努める。	危機管理室	
			目標		
平成 27 29 年度	集中取組期間	・ 民間企業等との協定締結等によるがれきや障害物等の除去に係る体制の整備 ・ 義援金品の受領、保管及び配分体制・被災証明発行体制の整備			
				関係所属	
		1. がれきや障害物等の	の除去に係る体制の確認・改善 [危機管理室]	危機管理室	
		2. 資金の救援、貸付、	市税の減免など、応急金融支援体制の確認・改善	財政局	
				経済戦略局	
	必	育委員会事務局]		福祉局	
	須	3. 義援金の受領、保管	管及び配分体制の確認・改善 「会機管理会」「未足民」「会社会」「会区)	こども青少年局	
平		1 美揺品の受領 保領	[危機管理室] [市民局] [会計室] [全区] 管及び配分体制の確認・改善	教育委員会事務局     市民局	
成 30		中. 我!及⑪•少文·陕、 休!	[危機管理室][市民局]	会計室	
26		5. 被災・罹災証明の第	発行体制の確認・改善	全区	
36 年度			[全区] [危機管理室] [消防局]	消防局	
				関係所属	
	任				
	意				

番号		アクション名	アクション内容	主担当
23	ţ	地下空間対策の促進	・(震 2-17-4)管理する地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設への津波による浸水に備え、当該施設の利用者及び従業員の迅速かつ適切な避難の確保を図るために必要な避難訓練その他の措置に関する計画を作成し、その計画に基づき対策を講ずるよう努める。 ・(震 2-19)上町台地より西側にある地下街・地下道・地下駅の所有者または管理者に対し津波避難ビル等)と連携した避難確保計画を作成するとともに、避難訓練等を実施するよう要請を行う。また、出入口部や換気口における浸水対策等を促進する。 ・(震 2-19)地下街・地下道・地下駅の所有者等と連携し、接続ビル(津波避難ビル等)が様々な都市型災害での避難確保に対応できるよう検討する。 ・(震 2-19-1)迅速かつ確実に避難するためには、地下空間の安全性確保が求められるため、地下街等の地下空間管理者は、施設の状況を適切に把握し、構造物の耐震性及び天井などの非構造部材の安全性の検討、耐震補強工事を行うなど、地下空間の安全性確保に努める。	危機管理室
			目 標	
平成 27 ~ 29 年 度	・ 津波や河川氾濫により浸水の恐れがある地下街・地下道・地下駅等の全管理者に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等を要請し、全管理者で実施・地下街管理者が実施する耐震化、天井部の改修等防災対策のための計画策定・「大阪市地下空間浸水対策協議会」の取組みを通じて各管理者の連携を強化し、浸水対策を促進(H27~28 年度)・地下街・接続ビル管理者等が実施する止水板設置等の推進(H27~28 年度)・ 地下街・接続ビル管理者等が実施する止水板設置等の推進(H27~28 年度)・ 地下駐車場および地下式自転車駐車場における防災マニュアルを作成し、浸水・防水対策等の研修または訓練を実施・地下街・地下道・地下駅等の全管理者が連携し、訓練を実施・訓練等による検証内容を踏まえた防災マニュアルの見直しを実施・維持管理計画に基づき、地下道等の定期点検及び計画的な補修等を実施			
				関係所属
平成30~36年度	必須	全管理者に対する。成・実施状況の確2.地下街管理者が実施3.地下駅における浸4.地下駐車場及び地踏まえた防災マニ	施する耐震補強工事等の推進(H32 年度) [危機管理室]	危機管理室 該当区 <sup>*</sup> 都市計画局 都市交通局 建設局

	関係所属
任	
意	

※該当区(西淀川区)

番号		アクション名	アクション内容	主担当
24		的確な避難勧告等の実施・伝達	・(震 2-17) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険区域にある市民等及び事業者に対して避難のための立ち退きを勧告又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。	危機管理室
			目 標	
平成27~29年度	内閣府の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の改訂及び河川管理者による水位設定の変更を踏まえ、河川の避難勧告等の発令基準を変更(H27年度)     改正水防法(H27.7)に基づき、河川管理者において浸水想定区域図が変更された場合には、必要に応じて、避難勧告等の対象区域を変更(28年度)     改正水防法(H27.7)に基づき、国あるいは大阪府から高潮の浸水想定区域図が示された場合には、必要に応じて、避難勧告等の発令基準及び対象区域を新たに設定(28年度)     情報通信技術を活用した伝達手段の多様化を推進     避難の伝達方法を含めた訓練の充実			
平成30~36年度	必須		断・伝達マニュアル作成ガイドライン」や、浸水想定立を確認するなど、避難勧告等の発令基準や対象区域 [危機管理室]	関係所属 危機管理室
	任意			関係所属

番号		アクション名	アクション内容	主担当	
25	地域防災力強化に向けた水防団等の充実・強化		・(震 2-17-7) 淀川・大和川流域の市町と共同し、水防団の訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備、水防資機材の充実などにおいて協力する。 ・(震 2-17-7) 青年層・女性層の団員への参加促進、処遇の改善等により、水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、水防組織の強化を図る。 ・(震 2-38-4) 国、府、各水防事務組合をはじめとする防災関係機関、並びに自主防災組織等が参加して、水害時における災害応急対策の訓練を行うための水防演習を定期的に実施する。	建設局	
			目 標		
平成 27 ~ 29 年 度	集中取組期間	<ul> <li>水防事務組合が実施する活動防災訓練・防潮扉閉鎖訓練等への参加</li> <li>水防団員の募集への協力</li> <li>① HP 等による広報活動</li> <li>② 水防協力団体、地縁団体、地元企業等への働きかけ</li> <li>③ 長期的水防団員の確保(小・中学生対象の職業体験・防災訓練等)</li> </ul>			
平成30~36年度	必須	2. 水防活動の拠点となる 体制の確認・改善	常化、充足率を踏まえた水防団員募集への協力 [建設局][該当区のみ] ふる施設の整備や水防資機材の充実などにむけた協力 [建設局] をする水防訓練・防潮扉閉鎖訓練等への参加 [建設局][該当区のみ]	建設局該当区**	
				関係所属	
	任 意				

※該当区(淀川流域:西淀川・淀川・東淀川、北・旭・福島・此花・西・港・大正・浪速)

(大和川流域:住之江・住吉・東住吉・平野)

番号		アクション名	アクション内容	主担当	
26	地域における 防災対応行動力 の向上		・(震 2-25-2) 発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策に総合的に取り組む。・(震 2-26-2) 市民等、事業所が「自らの命は自ら守り、自らの地域は自らで守る」という防災の基本に立って適切な活動が行えるよう、初期消火、避難訓練等を中心に実践的な防災訓練の実施を促進・支援する。・(震 2-26-2) 地域によって異なる災害特性や被害想定に関する情報提供を行うなど、地域特性に応じた訓練を進めるための支援を行う。	危機管理室	
			目標		
平成 27 29 年度	集中取組期間	・ 各種広報誌、ホームページ、ハザードマップ等により普及啓発を行い、マップを活用     した訓練を実施     ・ 全地域における防災訓練(避難訓練)等の実施     ・ 自主防災組織力向上アドバイザーの地域への派遣による防災知識の普及啓発			
				関係所属	
平成30~36年度	必須		練(避難誘導訓練、避難所開設・運営訓練など)等   [消防局] [危機管理室]	全区 消防局 危機管理室	
	任意	実施 【西淀川区 2. 自主防災組織が主 践的な訓練を実施 3. 津波浸水予想区地域 の実施 【阿倍野	本的に協力企業等と連携を図り、地域特性に応じた実できるよう支援 [東成区] 域との協同による防災訓練(避難所開設運営訓練等)	関係所属 西淀川区 東成区 阿倍野区 住吉区	